

休日窓口を開設します

3月20日(金・祝)、同29日(日)、4月5日(日) 各日9:30～13:00

- 住民票や戸籍などの各種証明書の発行
- 転入届や転出届、転居届などの住民異動届の受付
- 印鑑登録の受付と、印鑑登録証明書の発行
- マイナンバーカードの交付

※戸籍届や火葬許可申請書は、宿直室に提出してください。

※海外からの転入やマイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用した転入などは、他の市区町村などと連携が必要なため、取り扱えない場合があります。

3・4月は窓口が混雑します

3・4月の月曜日と金曜日は、特に混雑が予想され、待ち時間が長くなります。なるべく他の曜日や証明書コンビニ交付サービスをご利用ください。支所、各出張所でも住民異動や戸籍の手続きができます。

毎週木曜日(祝日は除く)は、19:00まで業務時間を延長しています(市民課、保険年金課、保険料課、税務課、納税課 ※支所、各出張所は除く)。

☎市民課 ☎ 30-6111、☎ 22-1398

種類	どんなときに必要か	届出期間	持ち物
転入届	他の市区町村や国外から彦根市に引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 転出証明書(旧住所の市区町村で発行) ▶ 窓口に来る人の本人確認書類(※) ▶ (窓口に来る人と同一世帯でない人が転入する場合) 委任状 ▶ 通知カードかマイナンバーカード ◎マイナンバーカードや住民基本台帳カードを持っている人は、特例による転入届ができますが、前住所での転出届が必要です。
転居届	彦根市内で引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 窓口に来る人の本人確認書類(※) ▶ (窓口に来る人と同一世帯でない人が転居する場合) 委任状 ▶ 国民健康保険被保険者証(加入している人のみ) ▶ 介護保険被保険者証(加入している人のみ) ▶ 通知カードかマイナンバーカード ▶ 写真付き住民基本台帳カード(持っている人のみ)
転出届	彦根市から他の市区町村や国外に引っ越すとき	転出(予定)日のおよそ14日前から転出後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 窓口に来る人の本人確認書類(※) ▶ (窓口に来る人と同一世帯でない人が転出する場合) 委任状 ▶ 印鑑登録証(登録している人のみ) ▶ 国民健康保険被保険者証(加入している人のみ) ▶ 介護保険被保険者証(加入している人のみ) ▶ 後期高齢者医療被保険者証(該当する人のみ)

注意点 ◆ 国外からの転入は、転出証明書の代わりにパスポート、戸籍の附票(本籍が彦根市でない人のみ)が必要
◆ 親族でない人が、転入または転居により同一世帯になるときは、世帯主の同意が必要

※窓口に来る人の本人確認書類

- ① 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど、官公署が発行した書類(写真付き)のいずれか1点
- ② ア【健康保険証、介護保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証など】のいずれか2点
イ【学生証、法人が発行した身分証明書(写真付き)など】のいずれか1点と上記アのいずれか1点
いずれも持っていない場合は、後日、本人へ届出があったことを通知します。

ご確認ください 国民年金

☎ 彦根年金事務所国民年金課 ☎ 23-1114、☎ 23-9033 / ☎ 保険年金課 ☎ 30-6136、☎ 22-1398

☑ 2020年度国民年金保険料
月額 16,540円です

4月から2021年3月までの国民年金保険料(以下、「保険料」)は、月額16,540円に決まりました(2019年度は月額16,410円)。

国民年金保険料の前納

保険料の納付には、割引を伴う「前納制度」があります。毎月納めるよりお得なうえ、納め忘れも防ぐことができ便利です(希望者は、彦根年金事務所、国民年金課、支所、各出張所で手続きをしてください)。

- ▶ 2020年4月分からの2年前納(現金納付)
383,210円(月払いに比べ14,590円お得)
- ▶ 2020年4月分からの1年前納(現金納付)
194,960円(月払いに比べ3,520円お得)
- ▶ 2020年4月分からの半年前納(現金納付)
98,430円(月払いに比べ810円お得)

納付期限 4月30日(木)

☑ こんなときには手続きを

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人加入する制度です。

次のいずれかに該当するときは、彦根年金事務所、国民年金課、支所、各出張所で手続きが必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりする場合がありますため、ご注意ください。

- ▶ 会社などを退職したとき
被扶養配偶者がいる場合は、配偶者の届出も必要です。
- ▶ 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたとき、離婚したときなど

国民年金被保険者の種別

- 第1号被保険者 自営業者・学生などで、日本国内に住む20歳以上60歳未満
- 第2号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金に加入している人で、原則65歳未満
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満

☑ 年金額を増やせます
付加保険料の納付

国民年金は、定額保険料(月額16,540円)に、付加保険料(月額400円)を上乗せして納付することで、より多くの年金額を将来受給することができます。

例えば、付加保険料を1年間納めた場合、年額2,400円(200円×12か月)の年金額を「付加年金」として、将来受給することができます(希望者は、彦根年金事務所、国民年金課、支所、各出張所で手続きをしてください)。

注意点

- ▶ 農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければなりません。
- ▶ 国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができません。

※これらの条件は、制度改正で変更する場合があります。

☑ 産前産後期間の
保険料の免除ができます

この免除期間中は、保険料を納付したものと扱われます

免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3か月前から6か月間)

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産を含む)。

※ 2019年3月以前は免除期間の対象となりません(本制度は2019年4月から開始されたため)。

【例：2019年4月に単胎で出産した場合は、4月から6月が免除期間】

対象 国民年金第1号被保険者で出産(予定)日が2019年2月1日以降の人

届出時期 出産予定日の6か月前から

届出先 国民年金課、支所、各出張所

添付書類 母子健康手帳など(出産前に届出する場合)

※ 出産後に届出し、被保険者と子が同世帯の場合は不要です(別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類が必要)。